令和８年度　千葉市食のブランド「千」募集要項

１　千葉市食のブランド「千（せん）」とは

本ブランドは、千葉市が誇る市産品・サービスの認知度向上と高付加価値化、さらには市内産業の活性化・競争力強化を図ることを目的としています。このような目的のもと、市・事業者・生産者・市民が一体となり、持続可能性を追求しながら千年後の豊かな千葉市を目指す食のブランドです。

２　ブランド認定によるメリット

本ブランドの認定には、以下のようなメリットがあります。

（１）市内及び首都圏の販売力のある売場や棚への進出を促進するため、複数の事業者で構成する地域のブランドだからこそできるバラエティに富んだ商品ラインナップによるオール千葉市としての販路拡大を支援します。

（２）認定品・サービスは、市が積極的に消費者に向けた広報・ＰＲを行います。

（３）認定を目指す生産者・事業者の方には、本市から専門家を派遣するなどの支援を行います。

（４）認定品は、別に定める取扱基準に則り、その包装や広告等に「千葉市食のブランド『千』ロゴマーク」を表示することができます。

３　募集内容

（１）認定の対象

認定の対象は、以下①～③のいずれかに該当する必要があります。

①千葉市産農林水産物

②千葉県産農林水産物を原材料とする加工食品

③①又は②を活用した食関連サービス

（２）申請資格

申請者は、以下①～⑥の全ての要件を満たす必要があります。

①生産、製造、開発・加工の拠点が千葉市内にあること。なお、千葉市食のブランド「千」認定要綱第３条第３号に定める者にあっては、サービスの提供拠点が千葉市内にあること

②申請する市産品等の取り扱いに必要な手続き（許可、免許の取得の他、届出の提出等を含む）を実施した者

③食品の製造、加工又は調理を行う事業者にあっては、食品衛生法その他関係法令を遵守し、食品衛生法第 51 条及び食品衛生法施行規則第 66 条の２の規定に基づく、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を実施していること

④市税の滞納がないと認められること

⑤千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと

⑥その他、法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと

4　認定の有効期間

認定の有効期間は、認定日から３年間を経過した日の属する年度の３月 31 日までとなります。再認定を受けるためには有効期限の６か月前までに再度申請が必要です。

5　申請方法

（３）に記載する提出書類を電子メール、郵送・宅配便又は直接持参により提出してください。郵送・宅配便、直接持参により提出する場合、２部ずつ提出してください。

また、後述の事前審査を通過された方には、商品の写真・サンプルやサービスの写真・動画等をご提出いただきます。詳細は資格審査の結果の通知とともに連絡します。

（１）申請期間

令和８年８月３日（月）～令和８年９月 30 日（水）17:00 必着

※申請は無料です。

（２）申請書類

市ホームページから申請書類等の必要書類をダウンロードできます。

https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/nosei/foodbrand-sen.html

（３）提出書類（必須）※郵送・宅配便、直接持参により提出する場合は２部ずつ提出

①千葉市食のブランド「千」認定申請書（様式第１号）

②千葉市食のブランド「千」認定に係る誓約書（様式第２号）

③申請者の概要がわかる資料（会社案内、事業概要等）

④（法人の場合）定款及び登記事項証明書の写し、役員名簿

（個人の場合）住民票

※登記事項証明書の写し、住民票は、発行から３か月以内のものに限る。

⑤生産、製造、開発・加工またはサービスの提供拠点が市内にあることを示す資料

⑥申請する市産品等の写真、商品・サービスの詳細を説明する資料

⑦申請する市産品等の取り扱いに必要な許可、免許、登録、届出等の写し

※申請する商品が、委託生産の場合は、委託先の事業者等の許可、免許、登録、届出等の写しをご提出下さい。

（４）提出先

①電子メール・郵送・宅配便の場合

千葉市食のブランド「千」認定事務局（株式会社ビビッドガーデン内）

所在地：〒105-0013　東京都浜松町１－７－３ 第一ビル４F

電　話：03-4405-1222

ＦＡＸ：03-4243-3838

メール：sen_secretariat@vivid-garden.co.jp

②直接持参する場合

千葉市役所経済農政局農政部農政課流通支援班

所在地：千葉市中央区千葉港１番１号　市役所高層棟７階

6　ブランド認定フロー

認定は資格審査、審査会の２段階で実施します。

（１）資格審査

千葉市及び千葉市食のブランド「千」認定事務局にて、申請内容が申請資格を満たすかどうか審査します。申請資格を満たすと判断された申請は、千葉市食のブランド「千」認定事務局による事前審査へ進みます。

（2）審査会

千葉市食のブランド「千」認定事務局にて、申請書等の内容を確認した後、審査可能と判断されたものについては、認定審査委員会にて審査を行います。認定審査会は、学識経験者・地域ブランド実務経験者・流通関係者・メディア関係者で構成され、認定基準に則り審査を実施します。最終審査に合格した申請のみが、ブランドとして認定されます。

7　認定基準

以下の基準に則り、審査会にて審査を実施します。合否は審査委員により総合的に判断します。

項目	内容
地域特性	➢ 千葉市の地域特性（歴史・風土・文化・環境・原材料等）を活かしたものであること。
独自性・優位性	➢ 生産・製造技術、原材料、利用資材、サービスの提供方法等において、生産者・事業者のこだわりが認められるものであること。 ➢ 品質、食味、機能や価値等の面で、他類似品・サービスとの差別化が図られていること。
信頼性・安全性	➢ 衛生管理など安全性を高める生産・加工を実施していること。 ➢ 適正な表示がなされていること。
持続可能性	➢ 商品・サービスを通じた取り組みが SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成の観点を取り入れ、環境や社会の持続可能性に貢献していること。 ➢ 商品・サービスを将来にわたり持続的に提供・拡大できる体制を整えている、又はその予定がある。ただし、季節限定品等については、その供給時期において、体制を整えている、又はその予定があること。
地域への貢献度	➢ 千葉市のイメージ向上・郷土愛の創出へ寄与するものであること。 ➢ 地域における社会課題に対応した取り組みを行っていること。 ➢ 持続可能な地域経済に貢献する取り組みを行っていること。

8　お問い合わせ先・提出先

本認定についてのお問い合わせ・申請書類の提出は以下までお願い致します。

千葉市食のブランド「千」認定事務局（株式会社ビビッドガーデン内）

所在地：〒105-0013　東京都浜松町１-７-３ 第一ビル４F

電　話：03-4405-1222

ＦＡＸ：03-4243-3838

メール：sen_secretariat@vivid-garden.co.jp

※合否に関してのお問合せはお答え致しかねます。

9　留意事項

（1）申請書等の提出された書類は返却いたしません。

（2）審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

10　認定の取消

認定基準に適合しなくなったと認められるときなど、認定要綱第 15 条に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合、認定を取り消すことがあります。